

里塚及び手稻平和霊園交通誘導及び里塚斎場特別警備業務

期限内に受付けした質問内容及び回答についてお知らせします。

| 受付日 | 質問内容 | 回 答 |
|-----------|--|--|
| 令和3年6月25日 | 業務の一部を他の警備会社に再委託することは可能でしょうか。また、再委託が可能であれば、委託先の警備会社の制限等があれば教えてください。 | 再委託について、公表している契約約款第5条（再委託の禁止）において、「受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。」と記載しており、原則禁止となっております。当該業務においても、業務規模や内容等から判断し、再委託を要する業務と判断しておりません。なお、過去に実施した同業務においても、再委託せずに履行しております。 |
| 令和3年6月29日 | 役務契約約款第5条に「再委託禁止」とありますが、臨時的業務という性質上、再委託が出来ないとなると履行は厳しいと感じます。委託者の承諾があれば「可」とのことですが、具体的にどのような場合に再委託が「可」となるのでしょうか。 | 契約約款第5条における「ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。」については、契約後に災害等により直営では履行不能なやむを得ない状況を想定しており、事前に再委託を容認するものではありません。なお、委託者側で業務の特殊性や規模等を考慮し再委託を要すると判断した場合は、仕様書にその旨を記載しており、本業務は再委託を要すると判断していないため記載しておりません。 |